

飯塚オートレース場で発生した事故について

【概要】

発生日時 令和元年10月30日(水) 午前10時40分頃
SG日本選手権 前検日
場 所 飯塚市鯉田147番地
選手ロッカー(競走車保管庫)前の側溝
発生状況等 競走会事務所において参加受付を済ませた選手が、選手ロッカー手前にある蓋が設置されている側溝を横切ろうとして、蓋の上に足を載せたところ、蓋がずれたことにより、左足のかかとから深さ80cmの側溝に落下し、左足を負傷したものの。
負傷後、病院2院で診察
17時10頃、参加解除(腫れが酷く、地元へ帰省し詳しく検査を行う)
負傷内容 左膝関節打撲傷、左下腿皮下血腫

【経過】

年月	概要
令和元年10月	・31日、船橋整形外科クリニックに受診し、左膝打撲、左膝・下腿皮下血腫の診断
令和元年10月～ 令和2年1月	・令和元年10月31日～令和2年1月5日 6節休場 ・令和2年1月17日～19日、浜松オート普通開催にて復帰
令和2年8月	・選手側から民法第717条第1項に基づく損害額の請求についての通知書が飯塚市及び西日本小型自動車競走会宛に通知され、14日に受理
令和2年12月	・選手側より千葉地方裁判所に損害賠償等請求の訴状が11月18日に提出され、12月6日に受理

【訴訟の概要】

責任原因 設置管理する営造物の瑕疵による国家賠償法第2条第1項
土地工作物責任による民法第717条
連帯被告 一般財団法人 西日本小型自動車競走会
損害賠償 連帯して6,983,959円及び事故発生時である令和元年10月31日から支払済まで年5分の割合による金員の支払い
印紙代38,000円

【位置図】

